

岐阜県公報

第 千 九 百 十 八 号
平 成 二 十 年 二 月 五 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 解除予定保安林とする旨の通知

(治 山 課) 九五^ペ
(同) 九七

教育委員会告示

- 岐阜県重要無形文化財の指定解除
- 岐阜県重要無形民俗文化財及び岐阜県天然記念物の指定

(社会教育文化課) 九七
(同) 九八

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
- 土地改良事業計画の変更の適当の決定
- 岐阜都市計画の変更案の縦覧
- 関都市計画の変更案の縦覧
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所
- 土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 九八
(農地計画課) 九九
(都市政策課) 九九
(同) 一〇〇
(街路公園課) 一〇〇
(西濃農林事務所) 一〇一

告 示

岐阜県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市松之木町二五七七の二、二五七七の三、二五七八の一、二五七八の二
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市上宝町蔵柱字室谷田一〇四一から一〇四四まで、字松茸ヶ洞一〇四九から一〇五二まで、四四九五、四四九六、四四九九（次の図に示す部分に限る）、四五二〇、四五二五、四五二六の一、四五二六の二、四五二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市田瀬字上田瀬一二二の三、字宮脇一二五六、一一七〇の二、一一七五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市福岡字二ツ森三〇九八の二九から三〇九八の三四まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字上沢五三二八の四

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字釜ヶ沢二四三八の三五、二四三八の一八六、二四三八の一八七、二四三八の一九五から二四三八の一九九まで、二四三八の二〇四、二四三八の二〇六から二四三八の二〇八まで、二四三八の二一一

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字井沢五七二の四、五七二の七

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町笹ヶ洞字小水ヶ谷一四三三の二、一四三三の四、一四三三の六、字向林一四三五の一、字水ヶ谷一四五四の一、一四五四の二、一四五四の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町森安字外平三五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

本巢市根尾越波字東村四四一の一九五〇、五二〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町跡津字河戸洞一四六七から一四七三から一四七九まで、
字南ヶ洞一八〇三の一九二、一八〇三の一九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

高山市莊川町三尾河字スゲ畑四五二の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条の二第七項の規定により、次の岐阜県重要無形文化財の指定が解除されたので、その旨告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

指定を解除された岐阜県重要無形文化財

指定 番号	種 目	名 称	保 持 者	住 所
岐保 認五〇	芸能	地芝居振付	松本 団升	恵那市山岡町馬場山田二三三丁六

岐阜県教育委員会告示第二号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定及び第八条第一項の規定による岐阜県天然記念物の指定を次のように行うので、同条例第七条の六第六項及び第八条第三項の規定により告示する。

平成二十年二月五日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県重要無形民俗文化財

指定 番号	種 目	名 称	内 容	所 在 地	技芸団体
岐重 無民 六四	民俗 技術	長良川の 鵜飼漁	長良川の鵜飼漁は、野生の海鵜を飼ひ馴らして夏の夜鮎を捕獲する難度の高い漁法で、近世以前からの船漁・獲り鵜・つなぎ鵜等の伝統をよく継承している。 近世・近代を通じて観覧鵜飼化が進展し、技法のダイナミズム	岐阜市長良 九四―一〇 関市池尻七 四	岐阜市長良川 鵜飼保存会 小瀬鵜飼保 存会

ク化や道具や衣装の優美化等の整備が図られてきたが、長良川の鵜飼漁の本質を構成する伝統的技術と道具については、これがかたくなに守り伝えており、その民俗的価値はきわめて高い。

岐阜県天然記念物

指定 番号	種 目	名 称	員 数	内 容	所 在 地	所 有 者	住 所
岐天 三五	植物	岩屋堂の シデコブ シ群生地	一ヶ 所面 積二、 一八 一平 方メ ートル	シデコブシは、モクレン属の落葉低木性の植物で、伊勢湾を取り囲む丘陵帯の限られた地域に分布する地域固有種である。 当自生地は、一五四株、四二六本（幹数）のシデコブシが群生する大規模なもので、生息環境、樹勢とも良好であり、東濃地方を代表する自生地として評価できる。	中津川市 千旦林一 五九六番 四、一五 九六番一	林克巳	中津川市 千旦林一 五八二番 地の一

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人技術サポートぎふ技術士の会
- 三 代表者の氏名 荻須 雅夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市各務山の前町三丁目一五番地の二三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く地域に対して科学技術を通して、まちづくり、環境の保全、災害救援、及び地域安全に関する事業を行い、地域社会の保全や発展に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クローパー
- 三 代表者の氏名 細川 尚子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県養老郡養老町直江一八三四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して発達障害に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、発達障がい者とその家族に対して生活支援に関する事業を行い、障がい者が人として尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用す

る同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下 呂 市 久 津 地 区	下呂市役所 萩原庁舎	平成二〇・ 二・三・五から	同

○岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称 岐阜都市計画道路 三・三・七号 岐阜駅高富線
- 二 都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室
- 四 縦覧期間

平成二十年二月五日から
同 年二月十九日まで

○岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

五・五・一号 岐阜公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

四 縦覧期間

平成二十年二月五日から

同 年二月十九日まで

○関都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す

ることができる。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画公園

六・六・一 中池公園

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び関市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十年二月五日から

同 年二月十九日まで

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 理事長の氏名 寺村 節夫

二 理事長の住所 岐阜市六条七二番地

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、問屋町西部南街区市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 理事長の氏名 山内 道夫
二 理事長の住所 岐阜市島田西町五五番地四

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
牧 田 川 土 地 改 良 区	平成二〇・一・二五

平成二十年二月五日印刷
平成二十年二月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
（送料共）
（消費税二、二八六円を含む）

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
四八、〇〇円
岐阜飯尾
岐阜文芸社